

取引先への情報提供に役立つ！ でんさいの基礎知識と利用上の注意点

Q&A

行職員が知っておきたい でんさいの基礎知識

でんさいについてよく聞かれる10個の疑問点を、Q & A形式で解説します。

木内清章 産業能率大学講師

●でんさいと手形の違い

	でんさい	手形
債権・権利の発生	金額・期日等のデータ登録を行う	手形を発行する
決済	金融機関間の送金により行う	手形交換所を経由して行う
現金化	期日当日に可能	一定期間かかることが一般的
印紙	不要	金額に応じて必要
一部譲渡	可能	不可

A でんさいとは、電子記録債権の略称です。企業や事業者が手形のように買掛金などの資金決済を行うためのシステムと理解するとよいでしょう。

例えば手形であれば、支払期日が到来すると、原則として手形の所持人が取引金融機関に取立を依頼し、その金融機関から手形交換

Q1 でんさいってどんなもの？
手形・小切手とは
どう違うの？



所を経由して支払金融機関に支払呈示が行われ、当座預金勘定から決済代金が落とされます。手形には不渡返還期限が2営業日ごとに定められています。

でんさいではこの流れが、全国の金融機関が参加するシステム（でんさいネット）によって行われます。

フローの概要は、① 買い手A社が売り手B社に対して、手形を発行する代わりに金額・期日などのデータ登録を行う②このデータはA社・B社・各取引金融機関の4者で共有される③支払期日にはA社の当座預金勘定からB社に対して金融機関間の送金によって資金決済が行われる：

というものです。期日当日に現金化することができます。

ちなみに買掛金についても、このでんさいの仕組みによって登録から決済まで行われるようになっていきます。

印紙税などを節約できる

でんさいが手形や小切手と比べて利便性が高い点は大きく2つあります。1つは、紙でのやりとりが不要のため、印紙税などのコストが節約できることです。もう1つは、額面金額の一部のみを譲渡できることです。

これは1枚の手形や小切手であれば実現できないことであるため、手形割引等を行う企業にとっては、柔軟な資金調達に資する仕組みとして有益です。実際に、手形発行からでんさいに切り替え、でんさい割引による資金調達を行う取引先も増加しています。

ポイント

企業等が手形のように買掛金などの資金決済を行うためのシステムのこと